

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
10	健康増進事業に関する事務 評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

滑川市は、健康増進事業に関する事務において特定個人情報ファイルを取扱うにあたり、その取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしうることを理解し、特定個人情報の漏えいその他の事態が発生するリスクを軽減させるため、番号法及び個人情報保護に関する法令を遵守するとともに、特定個人情報ファイルの保護と安全な利用について適切な措置を実施することで、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを、ここに宣言する。

特記事項

評価実施機関名

滑川市長

公表日

令和4年3月9日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	健康増進事業に関する事務
②事務の概要	本事務は、健康増進法(平成14年法律第103号)に基づき、市民の健康増進を総合的に推進するため健康手帳の交付、健康教育・相談、訪問指導、がん検診等各種検診に係る事務を行うものである。 番号法においては、別表第一の76の項に基づき、検診結果の管理等事業実施に関する事務に個人番号を用いることとなる。
③システムの名称	健康増進事業関連事務システム 団体内統合宛名システム 中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
健康増進事業関連事務ファイル、宛名情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一の76の項及び健康増進法第17条等 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第54条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(以下「別表第二主務省令」という。) (情報提供の根拠) 別表第二 102の2の項 別表第二主務省令 第50条 (情報照会の根拠) 別表第二 102の2の項 別表第二主務省令 第50条
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	滑川市産業民生部 市民課市民健康センター
②所属長の役職名	市民課市民健康センター所長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	滑川市(監査委員事務局) 富山県滑川市寺家町104番地 076-475-2111
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	滑川市(総務部企画政策課) 富山県滑川市寺家町104番地 076-475-2111

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和4年3月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和4年3月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [<input type="radio"/>] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成27年4月1日	評価実施機関における担当部署 (2)所属長	荒木 隆	結城 幹子	事後	
平成28年4月1日	しきい値判断項目 時点計数 1. 対象人数及び2. 取扱者数	平成26年10月1日	4月1日	事後	
平成29年4月1日	IIしきい値判断項目 1. 対象者数 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成28年4月1日時点	平成29年4月1日時点	事後	
平成31年4月1日	IIしきい値判断項目 1. 対象者数 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成29年4月1日時点	平成31年4月1日時点	事後	
平成31年4月1日	5. 評価実施機関における担当部署 (2)所属長の役職	市民課市民健康センター所長 結城 幹子	市民課市民健康センター所長	事後	様式の変更によるもの
平成31年4月1日	IVリスク対策	—	項目新設	事後	様式の変更によるもの
令和3年9月1日	IIしきい値判断項目 1. 対象者数 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成31年4月1日時点	令和3年9月1日時点	事後	
令和4年3月9日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 (2)事務の概要	本事務は、健康増進法(平成14年法律第103号)に基づき、市民の健康増進を総合的に推進するため健康手帳の交付、健康教育・相談、保健指導、がん検診等の実施に係る事務を行うものである。 番号法においては、別表第一の76の項に基づき、健康増進法による健康増進事業の実施に関する事務に個人番号を用いることとなる。	本事務は、健康増進法(平成14年法律第103号)に基づき、市民の健康増進を総合的に推進するため健康手帳の交付、健康教育・相談、訪問指導、がん検診等各種検診に係る事務を行うものである。 番号法においては、別表第一の76の項に基づき、検診結果の管理等事業実施に関する事務に個人番号を用いることとなる。	事前	健康増進法、番号法改正のため
令和4年3月9日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 (1)実施の有無	実施しない	実施する	事前	健康増進法、番号法改正のため
令和4年3月9日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 (2)法令上の根拠	—	番号法第19条第8号 別表第二 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(以下「別表第二主務省令」という。)(情報提供の根拠) 別表第二 102の2の項 別表第二主務省令 第50条 (情報照会の根拠) 別表第二 102の2の項 別表第二主務省令 第50条	事前	健康増進法、番号法改正のため
令和4年3月9日	IIしきい値判断項目 1. 対象者数 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和3年9月1日時点	令和4年3月1日時点	事後	見直しによる
令和4年3月9日	IVリスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続	[○]接続しない(入手) [○]接続しない(提供)	[]接続しない(入手) []接続しない(提供)	事前	健康増進法、番号法改正のため
令和4年3月9日	IVリスク対策 6. 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	—	十分である	事前	健康増進法、番号法改正のため
令和4年3月9日	IVリスク対策 6. 不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	—	十分である	事前	健康増進法、番号法改正のため